

「いなげの浜の管理及び監視業務委託」仕様書

千葉市が委託する「いなげの浜の管理及び監視業務委託」（以下「委託業務」という。）について委託契約書に定めない事項については、本仕様書により履行するものとする。
なお、委託費については、乙は、経費節減に努め委託完了時に請求するものとする。

（１）一般的事項

1. 委託業務の履行にあたり、利用者の安全かつ快適な利用が図られるよう常に、いなげの浜及び管理施設等の清掃等維持管理に努めること。
2. 管理作業にあたり、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
3. 台風・豪雨・津波等その他災害に対しては、平素より気象情報などについて十分な情報収集に努め、常にこれに対処できる体制を準備しておかなければならない。
4. 台風・豪雨・津波等の警報が発令された場合は、甲と速やかに連絡を取り利用者を直ちに海浜から避難させる等の安全管理に努めること。

（２）いなげの浜の清掃

1. いなげの浜の清掃は、浜の利用状況・汚れ状況により、常に利用者の安全かつ快適な利用環境の維持に努めること。
2. いなげの浜の清掃にあたり、くず籠その他危険物等のゴミを収集し速やかに処理すること。
3. ゴミ保管用としてコンテナを設置すること。また、産業廃棄物保管場所についてもビーチセンター倉庫裏に設置すること。
なお、両設置場所は図面「いなげの浜の管理及び監視業務委託エリア」に示す箇所のとおりとする。

（３）管理施設等の維持管理および案内等

1. 施設の維持管理にあたり、利用者が安全かつ快適に利用できるよう保守管理及び清掃に努めること。
2. いなげの浜・管理施設等及び稲毛海浜公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、案内及び情報提供に努めること。
3. いなげの浜の利用者を計測すること。なお、計測は１日３回行うこと。

（４）いなげの浜海水浴場開設期間

1. 平成２８年７月１６日から平成２８年８月３１日の間とする。（４７日間）

（５）いなげの浜の監視業務

1. 「いなげの浜」監視要綱により、利用者が安全に利用できるよう努めること。ただし、「いなげの浜」監視要綱に定める監視体制は、いなげの浜が海水浴場として開設している期間とし、その他の期間については、いなげの浜の利用者の状況により巡回監視を行い利用者の安全確保に努めるものとする。
2. 水難事故等が発生した場合、利用者の救助を最優先にし、また関係機関に対する

連絡体制をとらなければならない。

(6) A 導流堤の清掃・管理

1. 施設の清掃・管理は、前記(2)いなげの浜の清掃及び(5)いなげの浜の監視業務を準用する。
2. 施設管理の詳細については、甲・乙協議の上別途定めるものとする。